



Title	民事判例研究（1）
Author(s)	瀬川, 信久; SEGAWA, Nobuhisa
Citation	北大法学論集, 53(2), 294-282
Issue Date	2002-07-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15146
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(2)_p294-282.pdf



民事判例研究(1)

瀬川 信久

相続債務がある場合の遺留分侵害額の算定方法

最高裁平成8年11月26日第3小法廷判決民集50巻10号2747頁、家月49巻34頁、判時1592号66頁、判タ931号175頁、金判1014号18頁

【事実】

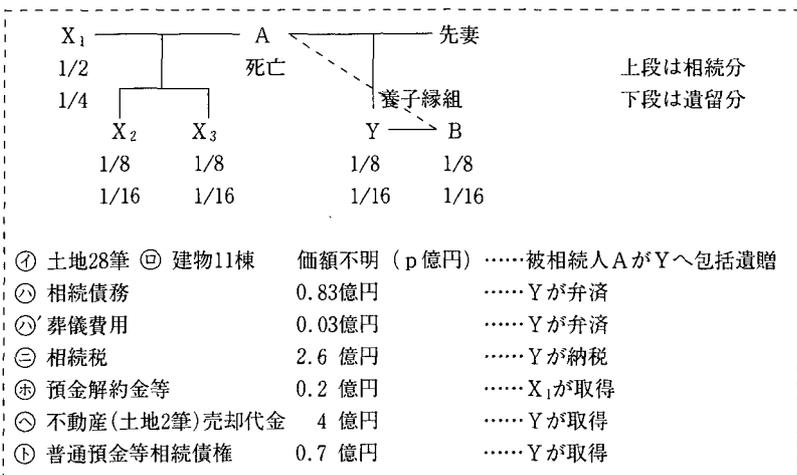
Aが死亡し、Aの先妻の娘Yとその夫B（Aの養子）、Aの後妻X₁、AとX₁の間の子X₂X₃が相続した。ところで、Aは亡くなる8日前に、公正証書遺言により、①土地30筆と②主たる建物1棟とその附属建物10棟（未登記）などの全てをYへ遺贈していたので、Yは、①のうちの6筆につき相続を理由に自己名義に移し、②の建物については自己名義で保存登記をした。これに対しX₁らは、遺留分減殺の意思表示をし、①の土地と②の建物につき、遺留分減殺による持分（X₁は1/4、X₂X₃は各1/16）の確認を求め、さらに、Y名義に登記された上記土地6筆と建物11棟については同じ持分の移転登記手続を求めた。争点が審級によって移動しているので、以下では、現れた順に(1)(2)(3)の番号を付ける。

1審で、Yは、(1)Yが③約8300万円の相続債務、④約260万円の葬儀費用、⑤約2億6000万円の相続税を支払ったこと、X₁が遺産から⑥預金の解約金約1600万円と乗用車を取得していることを主張した。これに対しX₁らは、Yが⑦土地2筆（①とは別）を、X₁らからの遺留分減殺の後に約3億9970万円で

売却したので、遺留分侵害による損害賠償請求権をもって㊦㊧'㊨㊩の債務と相殺すること、および、相続財産にはこのほかに、㊰普通預金350万余円、預託金3500万円、土地売却代金債権3500万円があることから、㊦㊧'㊨㊩の財産に関する事実はX₁らの遺留分減殺の結果に影響しないと主張した。裁判所は、㊦～㊰の相続財産の存在と額を認め、㊦'㊨は遺留分減殺においては考慮の対象にならないとしたうえで、㊦㊩の財産に関してYがX₁らに有する請求額は、㊮に関してX₁らがYに有する賠償請求額を超えないとして、X₁らの請求を認容した。

Yは控訴し、新たな抗弁として、(2)遺留分減殺による相続分は全遺産に対する抽象的な相続分だから、個々の不動産の具体的な共有持分権を前提とするX₁らの請求は認められないと主張した。裁判所は、(1)については、㊦'の葬儀費用は遺留分の算定上控除するが、㊨の相続税は控除すべきでないとしたうえで、Yらの求償権（㊦㊧'の約8560万円×X₁らの法定遺留分率3/8＝約3210万円）はX₁らの損害賠償請求権（㊮の3億9970円×3/8＝約1億5000万円）との相殺により消滅したから、相続債務等は遺留分算定上控除すべきでないとし、(2)については、㊦㊩の遺贈を包括遺贈と解した上で、遺留分減殺により遺産共有関係が成立するから、遺留分権利者は、遺産分割の前であっても遺留分侵害の割合による持分の移転登記を請求できるとした。

Yから上告し、上告理由の中で、(2)の主張に加えて、(3)遺留分を確定するためには相続債務の確定が必要だと主張した。



【判旨】 破棄差戻

(2)の上告理由については、次のように述べて斥けた。「遺言者の財産全部の包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないものであって（最高裁平成3年(オ)第1772号同平成8年1月26日第2小法廷判決・民集50巻1号132頁）、前記事実関係の下では、X₁らは、Yに対し、遺留分減殺請求権の行使により帰属した持分の確認及び右持分に基づき所有権一部移転登記手続を求めることができる。」

しかし、(3)の上告理由はこれを容れ、原判決を破棄して差し戻した。まず、「(a)被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合の遺留分の額は、民法1029条、1030条、1044条に従って、被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額にその贈与した財産の価額を加え、㊸その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに同法1028条所定の遺留分の割合を乗じ、複数の遺留分権利者がいる場合は更に遺留分権利者それぞれの法定相続分の割合を乗じ、遺留分権利者がいわゆる特別受益権を得ているときはその価額を控除して算定すべきものであり、遺留分の侵害額は、このようにして算定した遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、㊹同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定するものである。(b)X₁らは、遺留分減殺請求権を行使したことにより、本件不動産1ないし29〔㊺㊻の土地建物〕につき、右の方法により算定された遺留分の侵害額を減殺の対象であるAの全相続財産の相続開始時の価額の総和で除して得た割合の持分を当然に取得したものである。この遺留分算定の方法は、(c)相続開始後にYが相続債務を単独で弁済し、これを消滅させたとしても、また、(d)これによりYがX₁らに対して有するに至った求償権とX₁らがYに対して有する損害賠償請求権とを相殺した結果、右求償権が全部消滅したとしても、変わるものではない。」((a)(b)(c)(d)、㊸㊹は引用者による)。

「そうすると、本件では相続債務は遺留分額を算定する上で無視することができるとし、負担すべき相続債務の有無、範囲並びに相続財産の範囲及びその相続開始時の価格を確定することなく、X₁らは本件各不動産につき本件の遺留分の割合である2分の1に各自の法定相続分のそれを乗じて得た割合の持分を取得したとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法が判断の結論に影響を及ぼすことは明らかである。その趣旨をいう論旨は理由

があり、その余の点を判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、右の点につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すことにする。]

【評釈】

1 はじめに

近年、遺留分減殺請求事件が増加し、遺留分減殺に関する最高裁判決が続いている⁽¹⁾が、本判決はその中の1つである。その内容は、遺留分減殺により取得した共有関係の性質に関する部分(判旨(2))と、相続債務があるときの遺留分減殺額の算定方法に関する部分(判旨(3))とに分けられる。

判旨(2)の問題の意味は、遺留分権利者が遺留分減殺によって取得した共有関係を、相続財産と考えるときには、その共有関係の解消が家裁の審判事項になるのに対し、相続財産でないと考えるときには地裁の訴訟事項になる点にある。しかし、本件のように、遺留分権者からの、遺留分割合による持分移転登記手続や、処分された財産に対する遺留分額相当の損害賠償請求は、遺留分減殺により取り戻した財産の共有関係を、相続財産と考えないときは勿論であるが、相続財産と考えるときでも認めることができるから、敢えてこの問題に答える必要はない。しかし、本判決と同年の最判平8・1・26(第2小法廷)は、本件と同様に包括遺贈に対し減殺請求権を行使した遺留分権利者が持分移転登記手続と損害賠償を請求した事件で、遺留分権利者が回復した権利は相続財産でないとしていたので、第3小法廷の本判決はそれを引用して同じ判断を示したものである。既存の判例を確認したものに過ぎないので、本評釈では立ち入らない⁽²⁾。以下では、判旨(3)のみを取り上げる(以下では、(a)~(d)の判旨(3)を「判旨」と呼ぶ)。

2 遺留分減殺額算定の基本

判旨は、遺留分侵害額の算定方式に関する(a)と、それを本件に適用した結果に関する(b)と、(a)の算定方式の適用場合に関する(c)(d)に分けることができる。

まず、(a)は、当然の判断と受けとめられている(後述)が、相続債務がある場合の遺留分侵害額の算定に関する初めての最高裁判決である⁽³⁾。また、この算定方式は、これまでも下級審の裁判実務が前提としていたかと思われるが明言する判決例はみあたらない。裁判例がなかったのは、そもそも遺留分減殺請求事件が少なかった⁽⁴⁾うえに、減殺請求事件では侵害額を厳密に算定せず、

相続債務を無視していたからかと思われる。例えば、次のように言われる。「遺留分減殺請求事件の実務では、当事者……が遺留分ないし右遺留分を侵害する限度の額についての諸々の算定要素のうち有意の額でないものについてはことさらこれを弁論に提出しない故もあって、遺留分減殺請求権行使の効果としては、概ね、当該遺留分権利者は減殺した被相続人の処分の目的財産上に、単に民法1028条所定の遺留分割合に自己の法定相続分割合を乗じて得た割合数字による共有持分を取得したものとする扱いをすることが多い」⁽⁵⁾。もしそうであれば、本判決はこのような実務慣行を叱責し正した意味をもつことになる。このことに留意しながら、判旨を分析してみよう。

まず、(a)の判旨自体は正しい。本判決の諸評釈もすべてこれを支持している⁽⁶⁾。蛇足になるが、説明すればこうである。遺留分とは、被相続人の財産処分に抗して、相続財産の一定割合（遺留分額）を相続人に確保する制度である。したがって、各遺留分権者の遺留分侵害額——それは各人が減殺できる額である——は、その者に確保さるべき遺留分額からその者が相続により実際に取得した額を差し引いた額である（各人の減殺額＝各人の遺留分額(A)－各人の相続取得額(B)）。ここでAは、「遺留分額算定の基礎となる相続財産額(a)×その者の遺留分率」であり、この α は、「相続される積極財産額＋贈与額」である。他方、Bについては、遺留分権者が受けた特別受益を加算しなければならない。相続債務がない場合は以上でよい。相続債務がある場合には、 α について相続債務の総額を控除しなければならない。他方でBについては、相続債務のうち可分債務は法定相続分に応じて各相続人が債務者となるから、その負担額を控除しなければならない。以上をまとめると、本判決の言うように「減殺額＝（相続される積極財産額＋贈与額－相続債務総額）×その者の遺留分率－その者の特別受益額－相続取得額＋負担する相続債務額」となる⁽⁷⁾。

3 最高裁と原審の解決方式の関係

このように侵害額算定に関する判旨(a)は正しい。しかし、これが正しいことは原審判決が誤りであることを意味しない。というのは、原判決の意図を忖度すると、原判決が求償請求権と損害賠償請求権を相殺したのは、実質的には、判旨(a)の下線部分㉔が説く負担債務の加算と同じ作業であり、原審の解決は、(a)の方式の1つの応用だからである。そして、そうであれば、原判決の解決も最高裁判決の解決と並ぶ解決方式として是認すべきだったことになる。このこ

とを、本件のX₁からの遺留分減殺を例に具体的に見てみよう。

簡略化のために、㉠㉡の不動産をp億円、㉢の相続債務を0.83億円、㉣' 葬儀費用を0.03億円、㉤相続税を2.6億円、㉥の預金解約金等を0.2億円、㉦売却不動産価額を4億円、㉧相続債権を0.7億円と概数化する。このほか、本件では包括遺贈がなされており、包括遺贈の場合は相続債務は全部Yが負担しX₁は相続債務を負担しないと考える（原審・最高裁と同じ）。また、相続税については、相続財産総額に課される相続税総額を、各相続人が、遺留分減殺を含む遺産処理の結果として取得する財産額に応じて負担するから、遺留分額の算定では控除しないことにする。これに対し、葬儀費用は、一般の相続債務と同じように遺留分額の算定で控除すべきものとする（以上は原審と同じ）。

これらの前提の下で、最高裁の解決方式は次のようにまとめることができる。

①まず、(a)の算定方式によって、X₁の遺留分減殺額は次のようになる。

$$\begin{array}{ccccccc} \textcircled{1}\textcircled{2} & \textcircled{6} & \textcircled{3} & \textcircled{7} & \textcircled{4}\textcircled{4}' & & \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow & \downarrow & \downarrow & & \\ (p \text{ 億} + 0.2 \text{ 億} + 4 \text{ 億} + 0.7 \text{ 億} - 0.86 \text{ 億}) \times 1/4 - 0 \text{ 億} + 0 \text{ 億} = p \times 1/4 + 1.01 \text{ 億円} \\ \text{遺留分額} & & \text{相続取得分} & & \text{相続債務負担分} & & \end{array}$$

②この結果、X₁は㉠㉡㉢㉣㉤の各財産に対して、 $(p \times 1/4 + 1.01) / (p + 0.2 + 4 + 0.7)$ の割合で持分を有する（下線部分は㉠㉡+㉢+㉣+㉤）。

③Yが弁済した㉤の相続税と、X₁が取得した㉥の0.2億円については、この遺留分減殺の外で清算される。すなわち、㉤の相続税2.6億円については、上記の前提によれば、X₁は、遺留分減殺によって取り戻す財産額の純相続財産に対する割合（1/4）で負担する（2.6億円×1/4=0.65億円。丁寧に書けば、2.6億円×(p×1/4+1)/(p+0.2+4+0.7-0.9)=0.65億円）。このX₁の税負担分をYが弁済したのだから、X₁はYに対し同額0.65億円の求償債務を負う。他方、㉥の0.2億円は、包括遺贈によってYが取得した財産だから、X₁はYに返還義務を負う。

以上の最高裁判決の解決方式によれば、X₁らの持分割合を算出するために、①②の点で㉠㉡の不動産を評価しpを確定しなければならない。それをさせるために差戻したのである。以上との関係で原判決の解決を位置づけると、次のようになる。

④まず、上記①の式を展開すると、X₁の遺留分減殺額は、

$$p \times 1/4 + 0.2 \times 1/4 + \underbrace{4 \times 1/4}_{\textcircled{3} \text{ の X の 損害賠償請求}} + 0.7 \times 1/4 - \underbrace{0.86 \times 1/4}_{\textcircled{4}\textcircled{4}' \text{ の Y の 求償請求}} - 0 + 0 = p \times 1/4 + 1.01 \text{ 億円}$$

となる。これは、 X_1 の Y に対する請求権であるので、これに対応させて、③の X_1 の Y に対する債務を－で表すと次のようになる。

③相続税納付による求償債務 $-2.6\text{億円} \times 1/4 = -0.65\text{億円}$
 ④預金解約金0.2億円の返還債務 -0.2億円

先に述べたように、1審で Y は、①②③を Y が負担したと、④を X_1 らが取得したことを主張し、それに対し X_1 らは⑤をもって「相殺」と主張した。遺留分減殺請求権も求償権も X_1 らの各人と Y との間の2者間の請求権であるから、「相殺」を認めることに支障はない。しかし、この「相殺」の際に注意すべき点が2つある。第1に、1審・原審は、遺留分の算定上③の相続税負担を控除すべきでないことを理由に、相続税納付による補償権をこの「相殺」の対象から外した。しかし、相続税を控除しないのは、相続税の負担を遺留分減殺手続の外で清算するからであり、その清算の過程で他の請求権と相殺することを禁ずるものではない。③の相続税納付による Y の求償権についても①②とあわせて、 X_1 の⑤の損害賠償請求権と「相殺」することを認めることができる。第2に、 X_1 らは、①と②③④⑤⑥とを「相殺」して残額をゼロにすることを主張している。しかし、それでは、 X_1 の側で消滅するのは $4 \times 1/4 = 1$ 億円、 Y の側で消滅するのは $0.86 \times 1/4 + 0.65 + 0.2 = 1.065$ 億円であるから、 X_1 に不当に有利である。(ちなみに、この額で「相殺」すると、 X_1 の遺留分減殺額は、 $p \times 1/4 + 0.2 \times 1/4 + 0.7 \times 1/4 - 0 + 0 = p \times 1/4 + 0.225$ 億円となる。)しかし、「相殺」は、厳密に対等額で行うべきである。そのような相殺をすると、 X_1 の遺留分減殺額は、 $p \times 1/4 + 0.2 \times 1/4 + 4 \times 1/4 + 0.7 \times 1/4 - 0.86 \times 1/4 - 0.65 - 0.2 = p \times 1/4 + 0.16$ 億円となる。

これが X_1 に本来認められる遺留分減殺額であり、 X_1 はこれより少ない額($p \times 1/4$ 億円)を遺留分減殺額として請求しているのであるから、それを認めるべきである。

⑤ 一般に遺留分権利者は、減殺の結果、遺贈された積極財産の各々に対し、 $[\text{遺留分減殺額} / \text{遺贈された積極財産の総額}]$ の割合で持分権を有する。しかし、本件では、上に述べた「相殺」によって④⑤に対する X_1 の持分は消滅している。さらに X_1 が①に対する持分を放棄し、遺留分減殺の結果を①②に集中させると、①②に対し、 X_1 は、遺留分減殺額 / ①②の価格 = $(p \times 1/4) / p = 1/4$ の持分を持つことになる。

4 解決方式の違いの意味

以上のように遺留分減殺をその構成要素に分解して考えると、原判決は、基本的な配分基準については最高裁判決の判旨(a)と同じ考えを採っている。ただ、原判決は、④の点で、遺留分減殺額の諸項目と相続債務・相続税・その他の求償請求権との間で両当事者の主張により清算し、それによって遺留分減殺額を縮減することを認め（一種の処分権主義）、⑤の点で、遺留分減殺による持分を特定の財産に集中することを認めただけなのである。しかし、その結果、①②の不動産を評価してpの額を確定することなく、遺留分減殺請求事件を解決し得ている。そこには、実際の解決の便宜を重んずる現場の智恵をみることができるようと思われる。

ところで、原判決の解決方式のうち、④の、諸項目と求償債権との「相殺」による遺留分減殺額の縮減について言えば、最高裁判決もこの「相殺」を禁じているわけではない（判旨の(d))。「相殺」するとしても、本来の遺留分減殺額を厳密に算出した上で「相殺」することを説いているだけである。しかし、本来の遺留分減殺額を厳密に算出しようとするれば、本件で言えば①②の不動産を評価しなくてよいという「相殺」の利点が大幅に減殺されてしまう。

しかし、他方で、原判決の解決にも問題がある。この解決方式によると、遺留分減殺額の諸項目と求償債権とが「相殺」されていることや、遺留分減殺により取り戻した持分を一部の財産に集中させたことを、当事者が明確に了解していないおそれがあるからである。本件でも、YはX₁らからの「相殺」を争わなかったのに、上告理由で遺留分確定のためには相続債務の確定が必要だと主張したのは、ここでの「相殺」の意味を理解していなかったからとも思われる。また、Yが③の相続税を負担したことによる求償権について、原判決は相殺の対象にしなかったが、YもX₁らも「相殺」することを考えていた。これらのために、本件の遺留分減殺訴訟の後で、Yが相続税負担を理由に求償するのに対してX₁らが拒否したり、X₁らが④⑤⑥の財産に対して遺留分減殺による持分確認を求めたりして、紛争が再発するおそれがある。紛争の再発を防止するためには費用がかかっても遺留分減殺額を厳密に算出すべきであると考えれば、原判決を破棄した最高裁を支持すべきである。ただ、破棄の理由は差戻審を羈束するから、「相殺」の範囲や、④⑤⑥に対する持分の消滅や放棄が明らかでないことを理由とすべきであったと考える⁽⁸⁾。逆に言えば、「相殺」の範囲や、⑥に対する持分の放棄が明らかしたときには、①のように遺留分侵害額の

算定を厳密に行う必要はないとすべきではなからうか。

5 包括遺贈の場合の問題

3、4の検討では、本件の遺贈は包括遺贈であり、包括遺贈の場合は相続債務の全部を受遺者であるYが負担しX₁は負担しないということを前提とした。最高裁だけでなく原審もこれらのことを前提としている。それは、X₁らもYも、相続債務の全額をYが負担することを前提としてその主張をしたからである。しかし、これらの前提は必ずしも自明ではない。そして、最高裁の解決方式によるときには、常にこれらの前提の当否を明らかにしなければならない。これに対し、原判決の解決方式によるときには、これらの前提の当否を無視することができる。以下では、これらの問題に関する議論を概観することによって、本最高裁判決のように遺留分侵害額の算定を厳密に要求する場合の別の問題をみておきたい。

まず、本件のAのYに対する遺贈は、①②の不動産のほか若干の財産を対象とする特定遺贈だった可能性はなかったか。本件では、控訴審判決が本件遺贈を包括遺贈と考え、両当事者は争っていないが、争っていたらどうなったであろうか。公正証書遺言であるから、その文言によって判断することになるが、どの審級の判決書もそれ引用していないので判断できない。1審判決が、遺言の内容を「本件不動産〔②③を指す〕などにつき、……遺言公正証書を作成し、その〔何を指すかは不明〕全てをYに遺贈した。」と紹介するにとどまる。しかし、4億円近くの不動産④を記載していないことから、特定遺贈と解することもできたように思われる。そして、特定遺贈だとすると、遺贈目的外の積極財産と相続債務は、相続人が相続分に応じて取得し負担することになる。その結果、相続債務全額を弁済したYはX₁らに対しX₁らが負担すべき分を求償することになる。(その場合のX₁に対する求償権は、上記3の③に位置づけられ、その額は $0.86 \times 1/2$ 億円である。それは、上記3の①の $0.86 \times 1/4$ 億円とは別である。)

次に、包括遺贈だとして、相続債務は誰が負担するのか。この点について、本最高裁判決は、X₁らが法定相続分に応じて相続債務を負担すると考えているようにもみえる⁽⁹⁾。

一般に相続債務の負担の問題は、債権者に対する対外的な関係と、受遺者・相続人間の対内的な関係とに分けて考える必要がある。債権者に対する関係に

ついで言うと、包括遺贈がない普通の場合には、相続債務は積極財産の相続遺産分割手続から切り離され、法定相続分に従って各相続人が負うとされている。このように考えるのは、①相続財産ではなくて相続人の財産を相続債務の引当財産とし、しかも、遺産分割がなされる前に債権者が相続人に相続債権を請求できるようにし、他方で、②積極の相続財産が無資力の者に遺産分割されるのに対しては、財産分離・債権者取消権で対処すればよいと考えるからであろう。同じように考えれば、包括遺贈があっても、債権者との関係では、相続債務は法定相続分に従い各相続人が負うべきことになる⁽¹⁰⁾。しかし、本件での問題は、包括受遺者と相続人との間の相続債務の負担である。この内部的帰属の問題の答えは、Ⅰ包括受遺者が相続債務を全額負担するか、Ⅱ法定相続分に従い各相続人が負担するかどうかであろうが、結局は、遺贈の意思表示の問題である。したがって、遺贈の趣旨が明らかであればそれによるべきである。それが明らかでなければ、Ⅰ包括受遺者が単独で相続債務を負担すると解するべきであろう。そうでないと、包括遺贈のゆえに遺産から何も取得しなかった相続人が、しばらくしてから相続債務を負担していたことに気付くということが多発しかねないからである。

以上によれば、特定遺贈か包括遺贈か、包括遺贈の場合に相続債務を誰が負担すると考えるかによって、減殺請求する相続人の負担する債務額が異なる。このことは、3、4で検討した問題における最高裁の解決方式のコストを大きくする。少し敷衍しよう。

包括遺贈があった場合に相続債務を内部的に包括受遺者と法定相続人のいずれが負担するかは、これらの者が相続によって取得したり負担する財産額に大きく影響する。しかし、遺留分減殺請求権が行使されるときには、いずれが負担しようと法定相続人の最終的な取得額は変わらない。法定相続人の遺留分減殺額はその法定相続人が負担する相続債務額を考慮して算定されるからである。すなわち、最高裁も原審も基礎にしている(a)の考え方によると、法定相続人が相続債務を負うときには、法定相続人の遺留分減殺額はその分だけ増加するが、他方で、相続債務または求償債務（包括受遺者が相続債務を弁済したとき）を負担するからである。本件の場合でいえばこうである。X₁の遺留分減殺額は、相続債務を包括受遺者Yが負担するときは、3の①の式ようになるが、相続債務を相続人が法定相続分で負担するときは、次のようになる。

$$(p \text{ 億} + 0.2 \text{ 億} + 4 \text{ 億} + 0.7 \text{ 億} - 0.86 \text{ 億}) \times 1/4 - 0 \text{ 億} + 0.86 \text{ 億} \times 1/2$$

= $p \times 1/4 + 1.44$ 億円 (①と比べて、下線部分だけ増加する。)

しかし、このとき、 X_1 は、この遺留分減殺の訴訟とは別に、0.86億円 $\times 1/2$ の相続債務を負う。そして、 Y が X_1 の0.86億円 $\times 1/2$ の債務を弁済しているから、 X_1 は Y に同額の求償債務を負う。このように、 X_1 が遺留分減殺と求償の弁済によって最終的に取得する額は、相続債務を誰が負担するかでは変わらない。

ここで、原判決の解決方式により「相殺」するときには、法定相続人が相続債務を負担してもしなくても、遺留分減殺額は変わらない。したがって、相続債務の負担者を決定するという無駄な労力を省くことができる。これに対し、最高裁の解決方式によるときは、遺留分減殺額と求償債務とを「相殺」することはできるけれども、その前に本来の遺留分減殺額を算出しなければならない。法定相続人が相続債務を負担する場合には必ずその分だけ本来の遺留分減殺額が増加するので、この場合には、相続債務を包括受遺者と法定相続人のいずれが相続するのかを明らかにしなければならない。上に述べたように、特定遺贈か包括遺贈かが曖昧な場合があること、包括遺贈の場合の相続債務の負担について明確な基準がないことを考えると、本判決が常に遺留分減殺額の厳格な算出を要求したことには、やはり疑問が残るのである。

6 参考文献

本判決については、大坪丘調査官の解説・法曹時報51巻3号329頁のほか、加藤永一・法学教室201号116頁、伊藤昌司・判例評論463号208頁、佐藤義彦・判例タイムズ949号80頁、泉久雄・私法判例リマークス16号89頁、島田充子・判例タイムズ978号144頁の判例研究がある。なお、校正の段階で金子敬明・法学協会雑誌119巻3号164頁以下の判例研究に接した。

注

- (1) 高木多喜男「遺留分に関する最近の最高裁判決について」法学教室218号35頁。
- (2) この問題については、最判平成8・1・26に関する諸研究・解説(大坪丘・法曹時報51巻3号117頁など)を参照。
- (3) ただし、本判決と同じ第三小法廷による未公表の最判平6・7・19がある(内田恒久「遺留分の構成等について——ことに被相続人が相続開始時に債務を有していた場合——」公証法学27号41頁以下に掲載)。
- (4) その理由については、高木多喜男・前出注(1)35頁。

- (5) 内田・前出注（3）45頁。そのほか、橘勝治「相続債務と公正証書」公証113号53頁は、「従来の遺留分減殺請求訴訟等の実務においては、遺留分額から減殺請求額を算出する過程において相続債務額を考慮の外に置いている例があるように見受けられる。これは、遺産分割の審判が相続債務の存否や内容と無関係に行われるところから、遺産分割の実務一般において相続債務に関心が向かないことにその一因があるように思われる。」という。
- (6) ただし、伊藤・後掲判例批評209～210頁は、「第3小法廷は、原審が1029条を適用しなかったことを違法として原判決を破棄したわけであり、当然といえば当然の判断である。」としながら、「しかし、首尾よく上告が認められたY側も、こういうかたちで原判決が破棄されることを望んでいたわけではなかった。」「今回破棄された原判決に関与した裁判官は もちろん、上告の認容を喜ぶ立場のY側訴訟代理人も、本判決の結論を必ずしも歓迎しないのではないかと思う。」と述べ、最高裁判決に対する原審裁判官やY側の不満の原因として、①職権探知主義のゆえに証拠薄弱な主張を無視できないという面倒をこれまでは家裁に押し付けていたが、本判決によるとその面倒を訴訟手続が引き受けなければならないこと、②遺留分減殺と遺産分割を別の手続とする二元性、③共有の性質の二者択一論、という3点をあげられる。これらのうち、遺留分減殺において相続債務を考慮することに対する原審裁判官やYの不満は、①のみであろう。そして厳密に言えば、それは、職権探知主義のゆえの面倒ではなくて、処分権主義の制限による不自由であるように思われる（本文に後述する）。
- (7) 判例によると、給付が可分である場合は、債務は相続開始と同時に法定相続分に応じた分割債務となるから以上のようになる。これに対し、給付が不可分の債務は、相続分を負担部分とする不可分債務となる。この場合に、最終的な負担部分を負うことを理由に、可分債務の場合と同じように、負担部分の額を遺留分減殺額に加算することには賛成できない。不可分債務であるから他の相続人が弁済し、当該相続人が最終的に負担しない可能性があるからである。給付が不可分の債務の場合は、債務弁済による求償の手続で処理し、負担部分額を遺留分減殺額に加算すべきないと考える。
- (8) 結論が変わる可能性がなければ上訴を棄却すべきだから（民訴302条2項、313条）、当事者が、「相殺」の範囲や、①に対する持分の放棄を明確に認識していないことだけでは破棄理由にならない、判決の理由が不当でも結論が正当であれば原判決を取消すことはできないようにも思われる。しかし、紛争の再発防止という点は破棄理由にしてよいのではないだろうか。なお、本件ではこのほかに、原審が㊦の相続税負担によるY

の求償権を否定したことも破棄の理由になりうる。

- (9) 佐藤義彦82頁以下は、本判決の判旨が、(a)で、わざわざ下線部分④を述べ（X₁らが相続債務を負担しないのであればこの必要はない）、(d)で、Yが相続債務を弁済した場合にX₁らに求償権を有すると考えていることと、前掲最判平成8年1月26日の「包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々に掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではない」という判旨とから、最高裁は、包括遺贈の場合に各相続人が法定相続分に応じて相続債務を負担すると考えているのでないかと付度する。
- (10) 梅謙次郎・民法要義巻之五266頁、341頁は、現行規定964条、990条の説明の中で、債権者との関係で包括受遺者が相続債務を負い、相続人は負わないとしていた（佐藤義彦「包括受遺者の債務継承について」同志社法学49巻6号13頁、16頁参照）が、近時、包括遺贈があっても相続債務については相続人が不可分の責任を負うべきだとの主張がある（泉久雄「遺産債務分割契約」契約法体系VI283頁、同・後掲判例研究92頁）。